

〈 様式 〉

農林水産省大臣官房政策課戸別所得補償制度推進チーム「意見募集担当」宛て
《千嶋》

戸別所得補償制度に関する御意見

| | |
|-----------|--|
| 提出者名 | 〔 〕 社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博 (担当:政策課 北村、岸本) |
| 住所 | 〔 〕 東京都千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル1F |
| 電話番号 | 03-6268-9500 |
| FAX番号 | 03-3237-6811 |
| 電子メールアドレス | kitamura@nca.or.jp kishimoto@nca.or.jp |

〈戸別所得補償制度全般についての御意見〉

【意見・要望】

- (1)制度構築及び施行は、全業種一律に施行すべき。
- (2)果樹や野菜は対象外であるが、作目間で差違をつける理由について明白にして頂きたい。果樹(愛媛、みかん)の農業従事者の平均年齢は65歳であり、現状継続では“業”としての継続性に懸念がある。このため果樹・野菜中山間地域直接支払い制度において、田21,000円、畑11,500円との差を無くし、畑についても21,000円にすることで公平性が保てると思う。
- (3)初年度のモデル事業とともに将来の構造展望(担い手政策等)を示して頂ければ、自己の経営計画や地域の農業振興対策を描くことが可能である。加えて、担い手政策を示すことで農業者の減少にも歯止めをかけられる可能性がある。
- (4)生産技術や規模、販売においてサンプルを地域や戸数を多くし平均値を設定すべきである。(努力した者が報われる。)
- (5)制度の期間は10年(最低5年)は継続して欲しい。
- (6)農地のいわゆる貸し剥がしや作業受託の中止が懸念される。
- (7)果樹経営安定制度の時に、消費者及び仲買人からの買値が下げられた経緯がある。同様に値崩れすることが懸念される。
- (8)過疎地、不利な地形条件の地域・農地への支援を厚くして頂きたい。
- (9)本格実施において規模や取組により補填の加算があるとのこと。初年度より頭出しを願いたい。
- (10)認定農業者をはじめとする意欲的な農業者に対し、都市農業の実状(※)に応じた所得補償などの支援策や一層の優遇措置を講じること、併せて、地産地消の取組にも配慮した支援を行うことが必要である。また、飼料米・米粉についてはアメリカのトウモロコシを参考に内外価格差を算出するなどして、生産農家への助成を行うことが必要と考える。
(※稲作農家のみならず、例えば神奈川県や大阪府など都市部に数多く存在する野菜及び果樹生産農家も対象となるような所得補償の支援策が必要。)
- (11)山間地農業及び耕作不利地に対する支援の取組み強化をお願いしたい。
- (12)経営面積あたりの補償制度にして欲しい。

【疑問点について】

- (1)農地の集積効果についてはどのように検証しているのか。
- (2)戸別補償の検証や管理はどのようになるのか。(誰がどの様にするのか。)
- (3)作物生産量の指針に関する具体的な検証はどのようにするのか。
- (4)地域協議会の役割と機能について教えて欲しい。
- (5)WTO対策と戸別所得補償制度の関連性について教えて欲しい。
- (6)導入推進事業76億円について、市町村等の具体的事務及び立場を教えて欲しい。
- (7)生産数量目標に即した生産、販売農家の設定と定義について教えて欲しい。
- (8)生産数量目標、標準的生産量、標準的販売価額の基準の設定方法について教えて欲しい。
- (9)対象農家は地権者なのか、耕作者なのか。

<米戸別所得補償モデル事業についての御意見>

【意見】

- (1)大規模土地利用型経営は、助成金で営業損失をカバーしていることが多いため、2つの事業の支給水準と支給時期は、戸別経営の収益やキャッシュフロー経営財務に大きな影響を及ぼす。このため、今後の構造展望を持って進めて欲しい。
- (2)食料自給率のビジョンの設定と作物別に補償制度の内容を明示することが必要(米、飼料米、麦大豆等何をどれだけ。)
- (3)可能であれば 定額部分は労働費の〇割として夏期頃に支給し、残額は年末もしくは年度末にできないか。
- (4)いわゆる「米ゲタ」となるが、市場価格は含み価格として反応する。その場合でも、確実な支給をお願いしたい。
- (5)戸別所得補償制度を導入するにあたり、これまでの水田対策事業の効果について整理・検証が必要。
- (6)次のとおり、稲作部門での食料、農業、農村の立場でそれぞれ意見を申し上げたい。

<食料>

- ①農家のしきたりともいえる「先祖伝来の農地を荒らすな」の言葉通り兼業農家の生産力に期待する。
- ②反面、生産性の高い農業が阻害される事により食料自給力の低下が予測され、食料輸入拡大に繋がる。

<農業>

- ①全国平均を採用することによる、規模や適地の優先度が高まり適地適作になる可能性がある。
- ②担い手(農業生産法人や集落営農等)への対応が見えず、長期的な展望が期待されない。
- ③生産調整の選択制による過剰米の出口対策が見えない中、価格下落へ向けた経営方針を決めにくい。
- ④個別補償への財源の確保が不安。

<農村>

農家の仲間が少しでも多く残れる事による、農村社会の良き伝統、文化の保持が期待される。

【疑問】

- (1)差額は、数量に対してなのか、面積に対してなのか。
- (2)水準は、毎年見直すのか。また、その基準は何を持っていつ決定するのか。
- (3)定額部分は、何を根拠とするのか。
- (4)収入減少緩和対策の取り扱いについてはどのようにするのか。
- (5)交付時期は、いつか。
- (6)販売農家(集落営農含む)の定義は何か。
- (7)主食用米とその他米の流通区分は明確になっているか。
- (8)生産調整については結果的に選択性となるが、未達成地域へのペナルティーはあるか。(生産調整への対応、非対応による制度適用如何)
- (9)水田農業ビジョンと戸別所得補償制度との関係について。
- (10)コメの流通で主食用米、飼料米をどのように区別するのか。
- (11)産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業の廃止はいつからか。

<水田利活用自給力向上事業についての御意見>

【意見】

- (1)地域におけるこれまでの取組みに大きな影響を及ぼさないように、地域の裁量部分の設定が必要。
- (2)麦、大豆栽培中心の集落法人が誕生したばかりだが、単価の下落する地域では存続は難しい。
- (3)麦や大豆団地への参加を離れて、戸別営農を模索する副業的農家も現れている。しかし、将来とも安定した供給が可能かは不明。
- (4)大豆及び麦のみならず、飼料作物についてもゲタを履かせて欲しい。

【疑問】

- (1)団地化などの要件はないのか。(崩壊する可能性がある。)
- (2)作物の単価水準の設定根拠は何か。
- (3)麦、大豆、飼料作物から新規需要米への単純移行(転換)は可能か。
- (4)新規需要米の米粉用には、米糞は入らないのか。
- (5)その他作物や二毛作助成の他、地域の裁量枠はないのか。
- (6)新規需要米に取り組む場合の種子や供給先は確保できるか。